

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表広島県立三次高等技術専門校の部短期の款介護サービス科の項中「二〇人」を「四〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。